



令和7年12月22日

綾瀬市学校給食検討委員会

委員長 熊本 丈力 様

綾瀬市長 橘川 佳彦



綾瀬市学校給食費の見直しについて（諮問）

本市の学校給食の運営は、学校給食法の規定により、施設、設備、運営等に要する経費は市が負担し、食材費である学校給食費は児童・生徒の保護者の負担が原則となっていますが、現在、国において、小中学校の給食無償化に向けた制度設計等が行われている状況となっています。

学校給食は、児童・生徒の心身の健全な発達のため、安全・安心で栄養バランスのとれた食事を提供することにより、健康の保持増進を図るとともに、正しい食習慣の習得や食に関する社会の仕組みへの理解など「食育」の分野も担っており、教育活動の一環として実施しているもので、安定的に運営していくことが重要であります。

貴委員会に対しては、昨年12月に令和7年度からの学校給食費の見直しについて諮問したところ、小中学校とも月額600円の値上げはやむを得ないと答申をいただき、学校給食費を改定しました。

しかしながら、その後も近年の気候変動による農畜水産物への影響や物流経費及び人件費の上昇、新たに米の価格高騰など、物価高騰が収まる気配がない中、その影響は学校給食にも及んでいます。

今後においても、綾瀬市の将来を担う児童・生徒に対し、安全・安心で栄養バランスのとれたおいしい学校給食を提供するためには、令和8年度からの学校給食費の改定が必要となっています。

つきましては、小中学校の学校給食費の見直しについて、審議いただきたく、諮問いたします。



令和7年12月22日

綾瀬市長 橘川 佳彦 様

綾瀬市学校給食検討委員会

委員長 熊本 丈九



綾瀬市学校給食費の見直しについて (答申)

令和7年12月22日付けで諮問のありました標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、次のとおり結論を得たので答申します。

1 綾瀬市学校給食費の見直しについて

現在の学校給食費は、令和7年4月に改定され、1年が経過していないが、近年の急激な物価高騰に加え、米の価格高騰など学校給食食材の価格上昇の状況を考慮すると、健全な学校給食の提供を維持するためには、値上げはやむを得ないとの結論から、改定後の学校給食費は次のとおりとし、改定時期は令和8年4月分からとした。

区分	現行の学校給食費/月額	改定後の学校給食費/月額
小学校	5,000円	5,500円
中学校	5,500円	6,000円
牛乳のみ	1,000円	1,100円

2 附帯意見

国で検討していた学校給食無償化については、小学校では令和8年4月から学校給食費の抜本的な負担軽減として実施され、基準額を超える部分の保護者負担も可能としているが、子育て世帯の家計支援として保護者負担が生じないような対策を検討されたい。

また、中学校については、学校給食費の改定により、保護者の家計への負担が増えることから、国の方針が示されるまでは、物価高騰の状況等にも配慮いただき、現在実施している子育て世帯の家計支援など保護者負担の軽減策を検討されたい。